

未利用木質資源有効活用推進事業事務局運営業務に係る 企画提案公募要領

大阪府では、府内の人工林や里山林の施業の際に林内に放置されている未利用材を、チップや燃料などの木質バイオマス資源として有効活用するために必要な、安定的・継続的に搬出する仕組みの構築を目的とした「未利用木質資源有効活用推進事業事務局運営業務」を実施いたします。

この事業については、民間事業者やNPO等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託者を募集します。

1. 業務名

未利用木質資源有効活用推進事業事務局運営業務

(1) 事業の趣旨・目的

人工林や里山林といった森林において間伐や不用木・不良木伐採の施業を実施した際に、搬出コストに見合う良材のみが搬出され、曲がり材や枝葉の多くは林内に放置される一方、これらの未利用材は、近年、チップ原料や燃料用資源としての需要が高まっています。

供給量が小ロットで不安定なこれらの未利用材の有効活用は、森林整備の促進、及び、豪雨時の流木となりうる危険木の除去などの森林の健全化につながることを期待されます。

大阪府内では、毎年約1万立方メートルの間伐材等が森林から搬出・利用されている一方で、多くの未利用材が発生しています。

このたび、安定的・継続的に未利用材を搬出する仕組みの構築にむけて、事務局を担う団体を公募するものです。

(2) 業務概要

- ・森林内に放置されている未利用材を搬出する団体を確保し、併せて、それを有効活用することのできるバイオマス事業者を確保することによって、安定的・継続的に未利用材を搬出する仕組み作りをすることが主な業務です。
- ・業務期間終了年度の搬出活動参加延べ人数は300人、中核団体数6団体を目標とする。
- ・なお、本業務は、別紙「未利用木質資源有効活用推進事業事務局運営業務 仕様書」に基づき実施していただきます。

(3) 委託上限額等

21,050,000円(税込)

2 スケジュール

平成29年12月11日(月)	公募開始
平成29年12月20日(水)	説明会参加申込締切
平成29年12月22日(金)	説明会開催
平成29年12月26日(火)	質問受付締切
平成30年1月11日(木)	提案書類提出締切

平成 30 年 1 月 24 日（水）	選定委員会
平成 30 年 1 月下旬（予定）	契約締結
平成 30 年 1 月下旬（予定）	業務開始
平成 32 年 3 月 16 日（月）	業務終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 大阪府の区域内に事業所を有する者であること。

(4) 大阪府税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

- (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。
- (8) 大阪府を当事者の一方とする契約（大阪府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し大阪府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

平成29年12月11日（月）から平成30年1月11日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課 森林支援グループ
住 所：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎22階
電話番号：06-6210-9556（直通）

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、みどり推進室ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/midorikikaku/shinrinkankyozei/miriyouhannshutuh29.html>

からダウンロードできます。

（郵送による配布は行いません。）

エ 受付期間

平成29年12月11日（月）から平成30年1月11日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式1：正1部、副5部）

イ 企画提案書（様式2：正1部、副5部）

ウ 応募金額提案書（様式3：正1部、副5部）

エ 事業実績申告書（様式4：正1部、副5部）

オ 共同企業体で参加の場合

- ① 共同企業体届出書（様式 5 : 1 部）
- ② 共同企業体協定書（写し）（様式 6 : 1 部）
- ③ 委任状（様式 7 : 1 部）
- ④ 使用印鑑届（様式 8 : 1 部）
- カ 誓約書（参加資格関係等）（様式 9、様式 10 : 各 1 部）
- キ 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明してください。）
- ク 法人の概況に関する説明書
- ケ ① 法人登記簿謄本（1 部）
 - ・ 法人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
- ② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）
 - ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）
 - ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- コ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）
 - ① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- サ 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）
 - ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書
 - ③ 株主資本等変動計算書
- シ 障害者雇用状況報告書の写し（1 部）
 - ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 50 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し
 - ・ 本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
 - ・ 報告義務のある方のみ提出してください。
- (3) 応募書類の返却
 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。
 なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類の不備
 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (5) その他
 ア 応募は 1 者 1 提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

- イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。
- ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。
- エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。
＜記入例＞「未利用木質資源有効活用推進事業事務局運営業務」提案書
NPO法人〇〇（法人名）
- オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。
- カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

平成29年12月22日（金） 午後2時から4時まで

(2) 開催場所（地図参照）

大阪府咲洲庁舎 20階（まち側）会議室（住所：大阪市住之江区南港北1-14-16）

(3) 申込方法

- ア 電子メール（morizukuri@sbox.pref.osaka.lg.jp）にて申し込んでください。（団体名、参加者氏名、参加人数、連絡先を明記してください。）
- イ 電子メールの「件名」は「【説明会申込：未利用木質資源有効活用推進事業事務局運営業務＜団体名＞】と明記してください。
- ウ 口頭、電話による申し込みは受け付けません。
- エ 会場の都合により、応募者1者につき5名まででお願いします。

(4) 説明会への申込期限

平成29年12月20日（水） 午後5時まで



6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から平成29年12月26日（火） 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：morizukuri@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

イ 質問への回答はみどり推進室ホームページ

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/midorikikaku/shinrinkankyozei/miriyouhamshutuh29.html>)

に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の当日の進行については、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはプロジェクタの使用が可能(プロジェクタ及びパソコンは大阪府で準備します)です。

なお、プレゼンテーション審査では選定委員に応募者名がわからないように実施しますので、プレゼンテーション資料に社名やロゴ等企業が特定されるような資料は御遠慮ください。

なお、プレゼンテーション審査の詳細については、みどり推進室森づくり課ホームページ(<http://www.pref.osaka.lg.jp/midorikikaku/shinrinkankyozei/miriyouhamshutuh29.html>)においてお知らせします。

ウ「最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、100点満点中59点以下の場合には採択しません。」

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案事業者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
業務実施に当た るの基本的事項	この業務の目的を理解し、次に掲げる提案にあたっての共通事項が、明確かつ具体的に記述されているか。 (1) 業務遂行にあたって連携する地域活動団体、その他の外部組織等について、具体的な内容が提案に盛り込まれているか。 (2) 委託業務を効果的・効率的に実施するための組織体制について具体的な提案内容が盛り込まれているか。 また、受託者が複数のもからなる場合においては、役割や責任分担が曖昧とならないための方策が提案内容に盛り込まれているか。	10点
未利用材搬出 活動の中核と なる団体(以降 中核団体)の確 保	・中核団体となることを想定している森林ボランティア団体について提案がなされているか。 ・中核団体として未利用材搬出活動に参画してもらうための具体的な方法が提案されているか。	10点
未利用材搬出 機械の購入、貸	・貸与する資機材の種類、数量、購入方法、及び保管、保守点検等の維持管理方法について、提案がなされているか。	10点

与、及び現地作業技術指導の実施	・現地作業技術指導計画（資格及び経歴、人数、配置方法）について提案がなされているか。	
未利用材搬出団体への研修会開催	・研修の内容・回数・時期について具体的な提案がなされているか。 ・研修対象者の参加要請方法について提案がなされているか。	10点
中核団体とバイオマス利用事業者とのマッチング及び、関係団体との調整・情報収集	・中核団体の活動地、活動内容について、提案がなされているか。 ・未利用材一時保管場所の提示や需要先（バイオマス利用事業者）との連絡調整方法について提案がなされているか。 ・未利用材一時保管場所から需要先までの搬入方法、買取方法について提案がなされているか。 ・各年度の搬出活動参加延べ人数、中核団体数の提案がなされているか。	35点
同種実績	過去5年以内に同種の運営業務を行っていた実績を有するか（他の事業者とのコーディネート実績または山林等の現場での作業等実績）	5点
価格点	価格点の算定式 満点（20点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	20点
合 計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目をみどり推進室ホームページ

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/midorikikaku/shinrinkankyozei/miriyouhannshutuh29.html>)

において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 * 申込順

③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他

最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについては、概算払いとします。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式 10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しない。（ただし、契約金額が 500 万円未満の場合は提出不要）
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。